

小千谷市公告第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の38第1項の規定により、
下記の認可地縁団体より所有する不動産の登記移転等に係る公告申請があったため、同条第2項の規定により公告する。

平成31年 2月 7日

小千谷市長 大塚 昇 一

記

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

名 称	本村町内会
区 域	小千谷市真人町甲1番1～甲109番1、甲380番6、甲593番6、甲616番6、甲621番1～甲743番、甲749番1、甲749番10、甲758番1
主たる事務所の所在地	小千谷市真人町甲683番地2

2 不動産に関する事項

土地

地 目	面 積	所 在 地
山林	3.30㎡	小千谷市真人町字上ノ原甲100番1
山林	1,586.00㎡	小千谷市真人町字下モ島丙1999番
山林	1,722.00㎡	小千谷市真人町字下モ島丙1998番1
山林	6,965.00㎡	小千谷市真人町字大平丁1326番1
山林	16.00㎡	小千谷市真人町字大平丁1326番2
山林	5,487.00㎡	小千谷市真人町字大平丁1335番1

地目	面積	所在地
山林	4,363.00㎡	小千谷市真人町字大平丁1352番
山林	1,487.00㎡	小千谷市真人町字大平丁1355番
山林	1,289.00㎡	小千谷市真人町字大平丁1362番
山林	38,148.00㎡	小千谷市真人町字大平丁1377番
山林	14,876.00㎡	小千谷市真人町字大平丁1409番
山林	3,864.00㎡	小千谷市真人町字大平丁1445番

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	登記上の住所
藤 卷 甚四郎	小千谷市真人町
藤 卷 初之助	小千谷市真人町
藤 卷 伊三郎	小千谷市真人町
藤 卷 栄太郎	小千谷市真人町
藤 卷 利 吉	小千谷市真人町
藤 卷 孫太郎	小千谷市真人町
大 窪 利 八	小千谷市真人町
大 窪 林 藏	小千谷市真人町
大 窪 栄 八	小千谷市真人町
大 窪 忠 藏	小千谷市真人町
大 窪 清太郎	小千谷市真人町
大 窪 政 吉	小千谷市真人町
大 窪 竹 松	小千谷市真人町
大 窪 金 松	小千谷市真人町
大 窪 倉 吉	小千谷市真人町
大 窪 庄 吉	小千谷市真人町
田 中 嘉平治	小千谷市真人町
笹 崎 定治郎	小千谷市真人町

氏名又は名称	登記上の住所
藤 卷 増 藏	小千谷市真人町
藤 卷 藤次郎	小千谷市真人町
大 窪 彦三郎	小千谷市真人町
藤 卷 五郎松	小千谷市真人町
田 中 幸太郎	小千谷市真人町
田 中 貞太郎	小千谷市真人町
大 窪 丑 松	小千谷市真人町
大 窪 音 七	小千谷市真人町
藤 卷 安 次	小千谷市真人町
佐 藤 久太郎	小千谷市真人町
金 沢 亀 吉	小千谷市真人町
金 沢 定 吉	小千谷市真人町
大 窪 吉太郎	小千谷市真人町
藤 卷 重太郎	小千谷市真人町

3 当該不動産の移転登記等をするについて異議を述べることができる者

- (1) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 当該不動産の所有権を有することを疎明する者

4 公告期間

平成31年(2019年) 2月 7日から2019年 5月 7日まで

5 異議を述べる方法等

(1) 方法

小千谷市長に対し、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第22条の3第3項に規定する申出書に必要事項を記載し、登記関係者等

であること並びに申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出すること。

(2) 提出先

新潟県小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号

小千谷市役所総務課庶務管財係